

地方消費税収の用途について

平成 26 年 4 月 1 日から 5% から 8% に引き上げられた消費税率については、地方消費税率についても 100 分の 25 から、63 分の 17 に引き上げられており、引き上げ分の地方消費税収は消費税法により社会保障施策に要する経費に充てることとなっています。

長野市の平成 27 年度決算では、次のとおりです。

【地方消費税収】 78.6 億円（うち引き上げ分の地方消費税収 31.5 億円）

【引き上げ分の地方消費税収を充てた事業】

（単位：百万円）

決算額		財源内訳					主な事業内容
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引き上げ分の 地方消費税収	その他	
障害者福祉費	6,831	4,757	1	10	535	1,528	介護給付費 訓練等給付費 など
児童措置費	6,362	5,398	0	0	378	586	児童手当支給 など
福祉医療費	2,027	702	0	3	189	1,133	福祉医療給付 など
老人福祉総務費	5,815	182	0	167	1,921	3,545	介護保険特別 会計繰出金 など
母子保健費	636	119	0	5	126	386	妊婦健康診査 など
	21,671	11,158	1	185	3,149	7,178	